

2 包括的・継続的な支援体制の充実について

(1) 福祉の各分野における相談支援体制の強化

施策の方向性

障害者、子ども・子育て、高齢者等といった属性や生活困窮、虐待、ひきこもり、性的マイノリティ、自殺、孤独死・孤立死等に係る既存の相談支援体制の充実や各相談窓口の連携強化を図ります。

一般就労が困難な在宅障害者の就労をについて、相談に応じながら引き続き推進します。

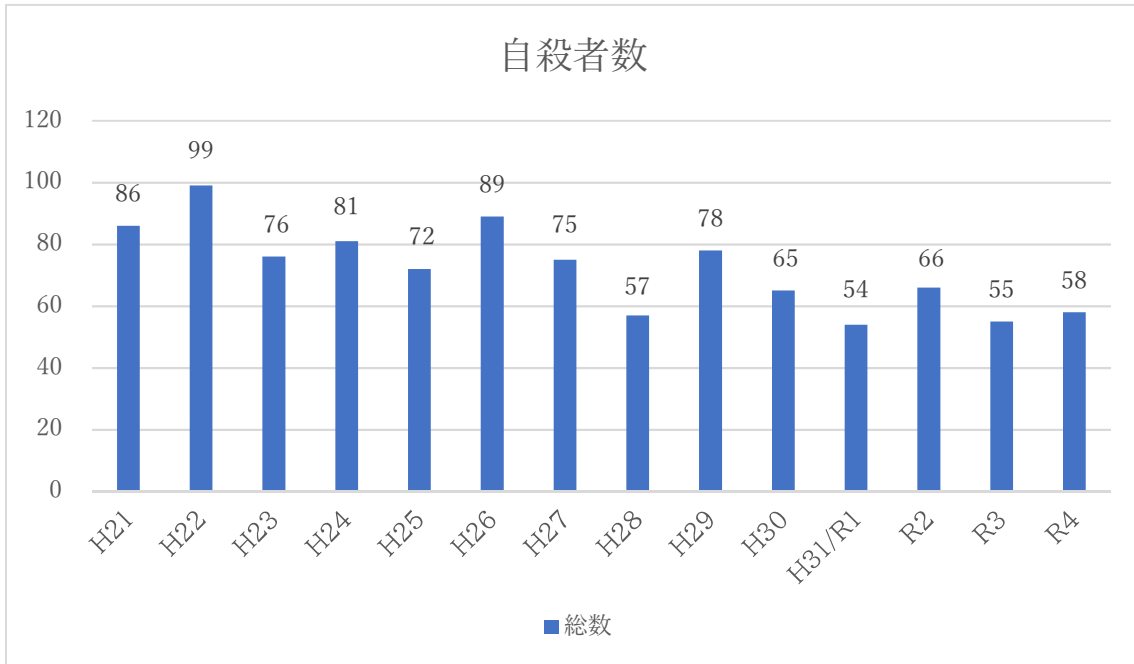
生活困窮世帯等に対し、引き続き自立のための相談支援を行うとともに貧困の連鎖の防止に努めます。

現状と課題

本市の自殺者数は平成 22 年をピークに減少傾向にありますが、令和 4 年の自殺者は 58 名で、年間 50 名以上の尊い命が失われています。コロナ禍の経済・社会情勢の影響を受け令和 2 年の自殺者は増加し、その後は横ばいの状況ですが、今後増加する可能性もあります。

また、令和 4 年度に実施した「こころの健康に関する市民意識調査」の結果では、およそ 7 人に 1 人が、これまでに本気で自殺を考えたことがあると回答されました。

平成 31 年に横須賀市自殺対策計画を策定し自殺防止に向けて取り組んでおりますが、計画期間満了にともなう見直しを行い、本市の相談支援体制を強化し自殺防止対策を更に推進していく必要があります。



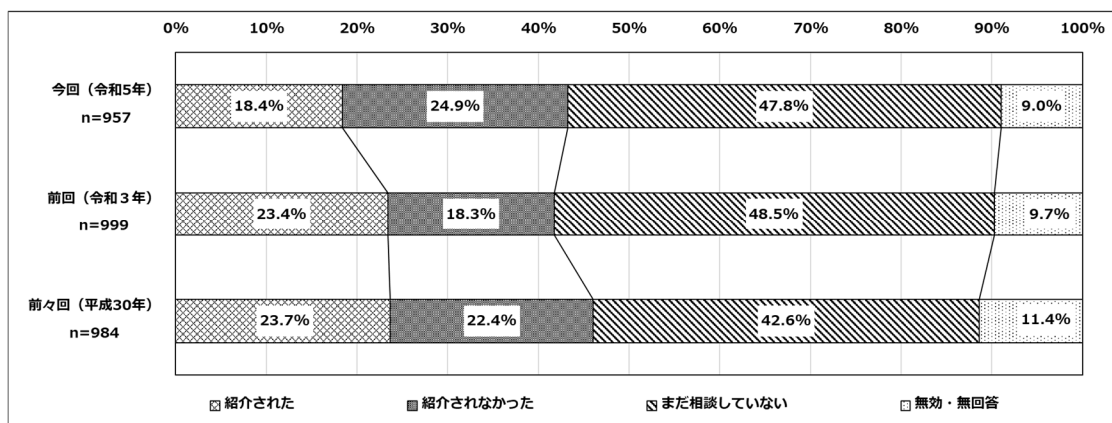
警察庁 自殺統計(自殺日・住居地)

全 体	455	(%)
①これまでに本気で自殺したいと考えたことはない	333	73.2
②本気で自殺を考えたことがある(③～⑥小計)	67	14.7
③この1年くらいの間に本気で自殺したいと考えたことがある	13	2.9
④ここ5年くらいの間に本気で自殺したいと考えたことがある	5	1.1
⑤5年～10年前に本気で自殺したいと考えたことがある	10	2.2
⑥10年以上前に本気で自殺したいと考えたことがある	39	8.6
無回答	55	12.1

こころの健康に関する市民意識調査 ◆調査実施期間 令和4年9月10日～10月20日

令和5年6月に実施した障害者福祉アンケートの調査結果では、「あなたは、現在、仕事をしていますか」という質問への回答者1,170人のうち、775人（約66%）が「現在、仕事をしていない」と答えていて、そのうち330人（約43%）が「今後、仕事をしたい」と答えており、就労へのニーズの高さが読み取れます。

市民アンケート調査結果では、「地域生活の中で悩んだり、困ったりした時、相談した人から問題解決のために適切な窓口を紹介されましたか。」という問いに対して「まだ相談していない」（47.8%）が最も多い回答でした。



また、地域別意見交換会では、「緊急連絡先がなく、福祉サービスを受けられない高齢者がいる。」という意見や「一人暮らしの障害者の中には、福祉サービスを受けるための申請書類が郵送されても記入できない方がいるので、相談支援事業所にも情報提供してほしい。」という意見がありました。

これらの結果から、福祉の各分野における相談支援体制の強化が課題となっていると考えられます。

各主体の取り組み例

◎地域住民の取り組み例

- ・地域における多様な交流を通して困りごとに気づき、福祉施設・関係機関や市社協・行政といった関連する相談窓口を紹介する。

◎福祉施設・関係機関の取り組み例

- ・多機関・多職種による各相談窓口の連携強化を図ります。
- ・地域包括支援センターや障害者サポートセンターは、高齢者、障害者の地域の相談支援機関として各種制度の案内や情報提供を行うほか、福祉関連の各種申請手続きに関する相談に応じます。

◎市社協の取り組み例

- ・生活福祉資金貸付の相談・支援のほか、各種機関や団体等と連携して、利用できる制度の案内や情報提供を行います。

◎行政の取り組み例

- ・福祉の総合相談窓口「ほっとかん」では、単独の相談支援機関では解決が難しい複合化した相談事例のコーディネーターとして、市関係部局、関係機関等や地域の担い手とともに、支援の方向性を検討し、役割の分担を行い、課題の解決を図ります。
- ・頼れる身寄りがない低所得の高齢者等の最後の時の不安を解消し、権利と尊厳を守るために自宅や行政センターなど相談者の身近な場所で、葬儀・納骨などの死後事務の相談を行います。

- ・大切な個人の終活情報を預かり、いざという時には警察や病院等の照会に対応し、個人の意思を守ります。
- ・一般就労が困難な在宅障害者の就労を推進するため、制度の周知啓発、個人の能力に応じた就労の場の確保、職場定着に必要な援助等を行います。
- ・生活困窮世帯等に対し、引き続き自立相談支援や住宅確保給付金の支給、食料支援等を行います。
- ・生活困窮世帯のこどもを対象とした、全日制高等学校へ進学するための学習支援を行い、貧困の連鎖を防止します。
- ・社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会の機能強化を図ります。

◎精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置を進めます。
- ・引き続き、自殺対策計画に基づき、自殺防止に向けての取り組みを推進します。
- ・横須賀市立うわまち病院と横須賀共済病院と連携し、自殺未遂者支援に取り組み、自殺未遂をした人の再企図を防止し、一人でも多くの方の自殺を防止します。
- ・全国で活動しているNPO法人ライフリンクやNPO法人あなたのいばしょと協定を継続し、チャット等SNSを活用した相談や休日・夜間な

ど相談窓口のない時間帯の相談にも対応できるよう相談体制の充実・強化を図ります。

(2) 家族丸ごとの相談支援体制の拡充

施策の方向性

世代や属性を超えて多様化する課題や、制度の狭間にある様々な困りごとを抱える人の課題解決のため、家族の困りごとを丸ごと受け止めることができる相談支援体制を推進します。

現状と課題

少子高齢化や世帯の単身化、地域での人間関係の希薄化が進む中で、市民が抱える生活上の課題は多様かつ複合的になり、制度・分野ごとの縦割りで十分に支援できないことがあります。

育児と介護を同時に行う『ダブルケア』や高齢化した親が引きこもりの中高年の子どもを支える世帯で生活困窮と介護が同時に生じる『8050問題』など、世代や属性を超えて多様化する課題や、制度の狭間にある様々な困りごとを抱える人の課題解決のため、多機関が連携して支援を行うことが求められています。

市民アンケート調査結果では、「抱えている悩みをどう解決しますか（しましたか）。」という問いに対して 79 件の回答（自由記述）がありました。

回答項目（6つに分類）

(1) 自分自身で解決する（した）	25 件
(2) 解決することはできない（できなかった）	14 件
(3) 他者に相談する（した）	24 件
(4) 特に何もしない、時間が解決する（した）	7 件
(5) どこに相談すれば良いか分からない	2 件
(6) 無効回答	7 件

【自由記述 ※一部抜粋】

- ・インターネットで、自身と同じ悩みを持っている人の意見を参考にして
いる。
- ・インターネットや行政の情報の中から、選択して対応した。
- ・地域包括支援センターに相談し、ケアマネジャーを紹介してもらい助か
った。
- ・親、家族、職場、友人・知人、行政、専門家、警察に相談した。
また、地域別意見交換会では、「福祉のサービスを利用することに抵抗感
のある方がいる。」という意見や「休祝日に時間を問わず対応してくれる
窓口が欲しい。」という意見がありました。

これらの結果から、包括的な支援の体制を整えることが課題となってい
ると考えられます。

各主体の取り組み例

◎地域住民の取り組み例

- ・地域における多様な交流を通して困りごとに気づき、福祉施設・関係機関や市社協・行政といった関連する相談窓口を紹介します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み例

- ・多機関・多職種による各相談窓口の連携強化を図ります。

◎市社協の取り組み例

- ・「よこすか社協だより」やホームページなど様々な広報媒体により福祉制度や相談窓口の情報提供を行い、困りごとを抱えている人が適切に相談できるよう相談支援を行います。
- ・認知症高齢者、精神・知的障害者等の自立支援や成年後見制度の利用などによる権利擁護のための支援を進めます。

◎行政の取り組み例

- ・福祉の総合相談窓口「ほっとかん」では、世代や属性を超えて多様化する課題や、制度の狭間にある様々な困りごとを抱える人の相談を一括して受け付け、地域包括支援センターをはじめとした多機関と連携し、課題の解決を図ります。
- ・福祉LINE相談や日曜日の生活困窮相談、夜間福祉相談の試行を通じて、開庁時間帯に相談することができない人の相談を受け止め、できる

限り早く相談窓口とつながることができ課題の解決に向けて動き出せるよう支援を行います。

(3) アウトリーチ支援

施策の方向性

困りごとを抱えながら自ら相談に行くことができない人、ヤングケアラーやひきこもりなど顕在化しにくい課題を抱えている人がいます。

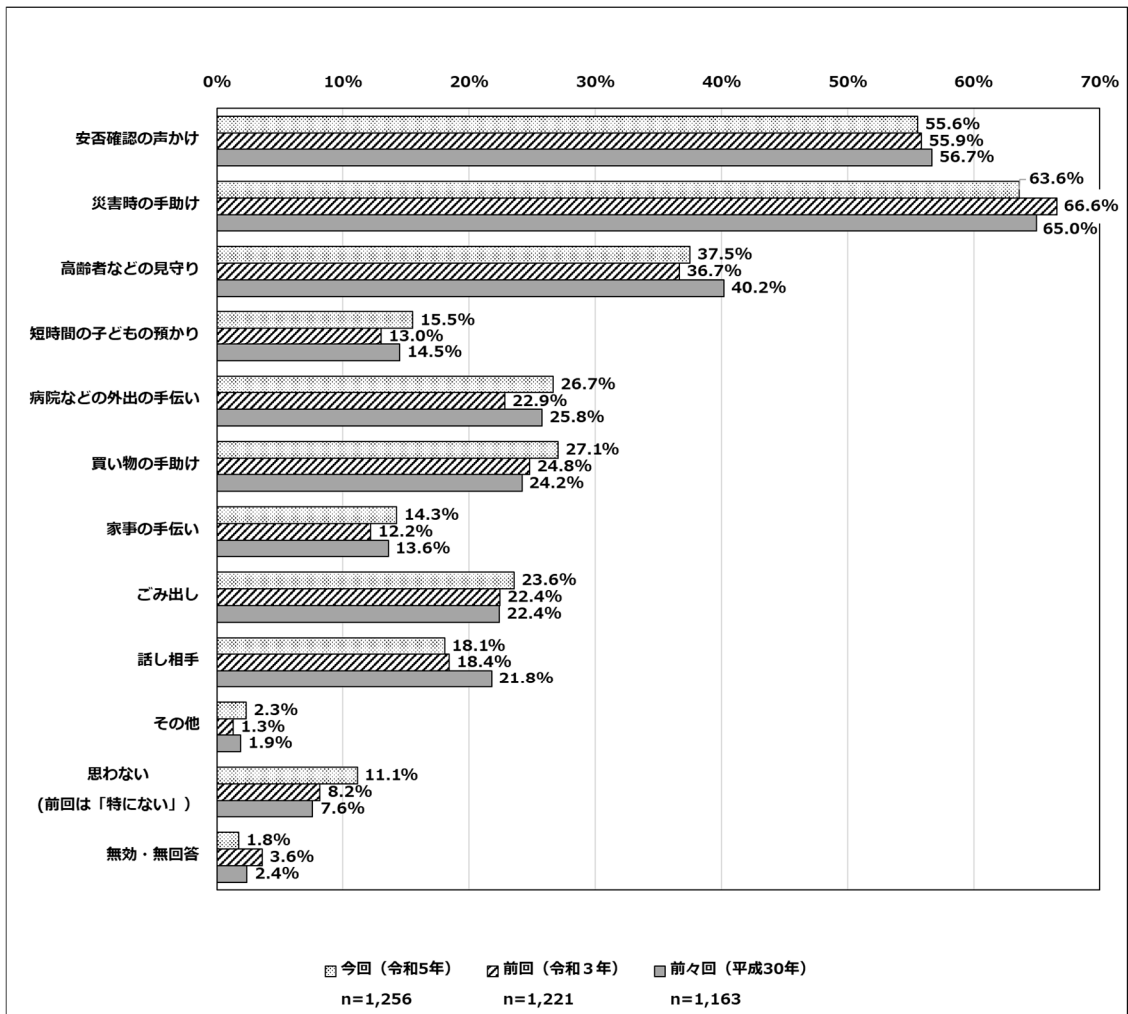
このため、地域の見守りネットワークの強化とともにアウトリーチ支援を拡充します。

現状と課題

制度の狭間、複雑・複合ケースの中には、支援への拒否があったり、本人が支援の必要性を認識していなかったりする場合があります。

そのようなケースの課題解決には相当の時間を要し、本人との信頼関係を築きつつ、粘り強く関わり、寄り添い続ける、伴走支援が必要になります。

市民アンケート調査結果では、「自身や家族が、高齢や病気、もしくは子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか。」という問いに対して「災害時の手助け」(63.6%)が最も多く、次いで「安否確認の声かけ」(55.6%)、「高齢者などの見守り」(37.5%)となっています。



また、地域別意見交換会では、「8050問題など、困っている実感がない人への対応が難しい。」という意見や「障害等専門的なケースワーカーを派遣してほしい。」という意見がありました。

これらの結果から、潜在的な困りごとを抱えた人の発見が課題となると考えられます。

各主体の取り組み例

◎地域住民の取り組み例

- ・日頃の関わりの中で、困りごとを抱えている人に気づいたら、市や関係機関に連絡するよう促します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み例

- ・他の福祉施設・関係機関・行政とともに困りごとを抱えている人を支えるための支援方法を検討します。

◎市社協の取り組み例

- ・横須賀あんしんセンターによる訪問、生活福祉資金など各種相談、民生委員活動などの中で気づいたケースについて、関係機関や行政とともに支援方法を検討します。
- ・各種福祉制度や相談窓口を周知するとともに、困りごとを抱えている人が相談しやすい環境を作ります。

◎行政の取り組み例

- ・ひきこもりの方に対する家庭訪問、相談や就労準備等の継続的な支援を行います。
- ・地域の居場所づくりを進め、困りごとを抱えている人との接点を増やします。
- ・複雑化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方に支援を届けられるよう、必要に応じて継続的な家庭訪問や医療機関への受

診など同行支援をすることで本人との信頼関係やつながり形成に向けた支援を行います。

(4) 権利擁護のための支援

施策の方向性

虐待を重大な人権侵害として捉え、虐待を受けている人の属性に捉われることなく早期発見と迅速な問題解決に努めます。

また、認知症や知的障害、精神障害等の理由によりご自身で意思決定することに不安がある方の意思決定の支援や、決定された意思や権利の尊重、財産を守るための環境整備と地域の支援者等への普及啓発を図り、担い手の支援を進めます。

各種相談窓口等との連携を推進し、権利擁護支援チームによる円滑な支援を目指します。

現状と課題

認知症や知的障害、精神障害等の理由によりご自身で意思決定することに不安がある方は、預貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約や入院の契約などの手続をすることが難しい場合があります。

また、ご本人の状態によっては、ご自身で意思決定することが極めて難しく、財産管理や契約などの手続をすることができない場合もあります。

権利擁護が必要な方を早期に発見し、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度といった適切な支援につなげることができるよう専門職団体・関係機関が連携・協力する「協議会」を設置しています。

協議会の運営及び地域における連携・対応強化の推進役である「中核機関」を「よこすか成年後見センター」としてほっとかんに設置しています。

各主体の取り組み例

◎地域住民の取り組み例

- ・悩みや不安を一人で抱え込まず、相談できる人をつくります。
- ・悩みや不安を抱えている人がいたら、本人に断ったうえで市や関係機関に連絡します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み例

- ・援助が必要な人について、福祉施設・関係機関・行政とともに地域で支え合う仕組みづくりを促します。
- ・ハード面で解消できない悩みや不安をソフト面から解決できる仲間づくりを進めます。

◎市社協の取り組み例

- ・認知症高齢者、精神・知的障害者等の自立支援や成年後見制度の利用などによる権利擁護のための支援を進めます。
- ・横須賀あんしんセンターにおいて、権利擁護の担い手として市民後見人を養成します。
- ・権利擁護についての情報発信を行うとともに、困りごとを抱えている人が相談しやすい環境を作ります。
- ・判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、日常の金銭の管理や福祉サービスの利用援助等を行います。また、市から事業を受託し、市民後見人の養成と活動支援を行います。

◎行政の取り組み例

- ・福祉の総合相談窓口「ほっとかん」に設置する成年後見センターが、電話や、面接・訪問などの相談支援を行います。本人の状態に応じて、日常生活自立支援事業又は成年後見制度を活用することにより権利擁護支援を適切に行います。
- ・8050問題など虐待をしてしまう世帯の背景に寄り添い、介護負担を抱える養護者と本人との家族関係を再構築していけるよう相談支援を行い、医療・介護サービスのほか、必要な制度の利用につながるよう関係機関と連携して支援します。

(5) 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進

施策の方向性

地域団体や関係機関等と連携して、防犯活動と防犯意識の高揚に取り組みます。とりわけ犯罪をした人等が、再び罪を犯すことなく社会に復帰できるよう、再犯防止や更生保護について地域の理解を深めるとともに、更生保護諸活動を行う民間協力者の活動を支援し、関係機関等と連携して、支援を必要とする人を適切な保健医療・福祉サービスにつなげ、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。【再犯防止推進計画】

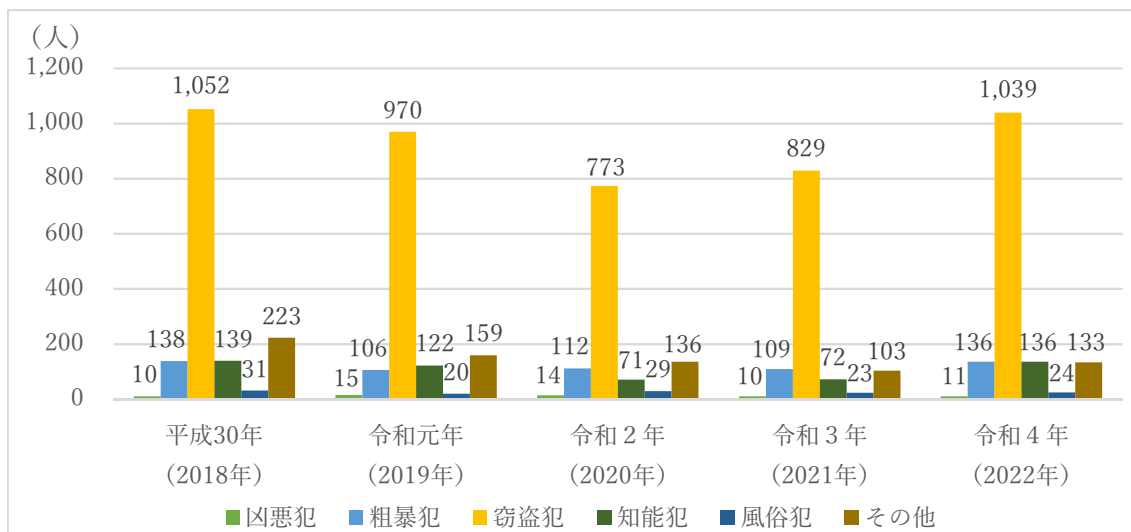
現状と課題

「横須賀市の地域別犯罪発生件数（地域支援部作成）」によると、本市における刑法犯の認知件数は、平成14年の7,214件をピークに令和2年には1,135件まで減少しましたが、令和4年は1,479件に増加しています。また、市内3警察署管内における令和3年の再犯者率は51.2%で、全国の再犯者率48.6%を上回っている状況にあります。

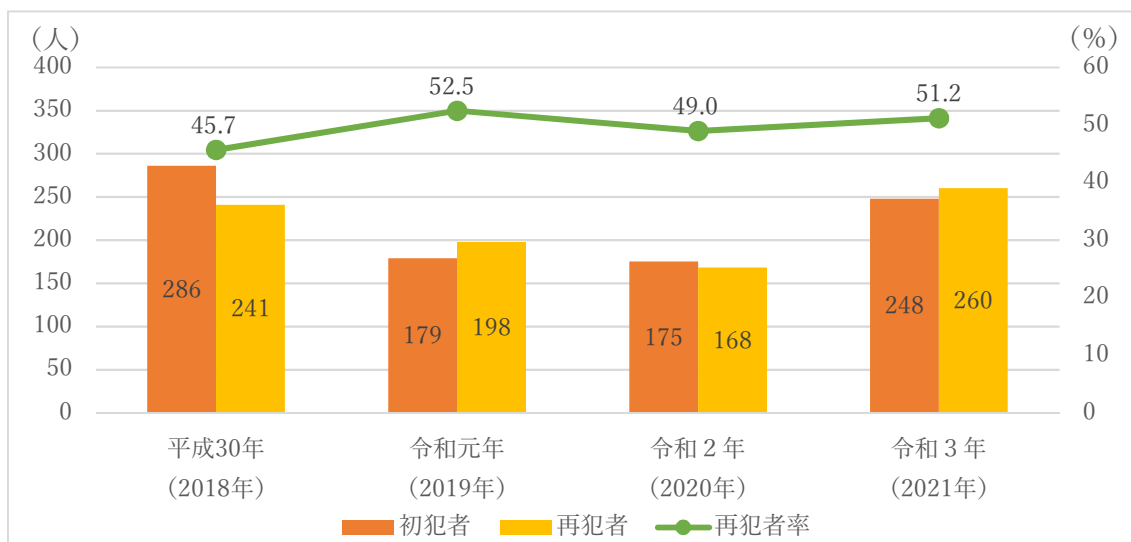
安全で安心なまちづくりのためには、地域の安全は地域で守るという基本的な認識の下、市や市民、関係機関等それぞれが役割を担い、連携及び協力を図りながら、防犯のための取り組みを進めることが重要です。また、犯罪をした人等の中には、安定した仕事や住居がないなど、社会復帰後の生活がうまくいかず再犯に至るケースがあり、さらに高齢や知的障害、薬物依存など、困難な課題を抱えている人が多く存在します。そのような人が再び罪を犯すことを防ぐためには、地域社会での理解と協力とともに、関係機関、民間協力者等の連携により、孤立させることなく、必要な支援につなげていく

ことが重要です。また、地域の目が再犯を踏みとどまらせることにつながる
 ので、温かい見守りを含めた防犯活動の継続が必要です。

【横須賀市の罪種別犯罪発生件数（刑法犯認知件数）】



【横須賀市内3警察署管内における初犯者・再犯者別刑法犯検挙人員数及び再犯者率（少年を除く）】



※本データは、法務省東京矯正管区から提供された犯罪統計に関するデータを
 基に本市が作成

地域における活動事例

- ・防犯パトロールを行っています。
- ・青少年の非行防止パトロールを行っています。
- ・児童・生徒の登下校時等の見守り活動を行っています。

各主体の取り組み例

◎地域住民の取り組み例

- ・防犯パトロールを行います。
- ・青少年の非行防止パトロールを行います。
- ・児童・生徒の登下校時等の見守り活動を行います。
- ・犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の立ち直りを支え、安全で安心な地域社会を築くことを目指す“社会を明るくする運動”等に参加します。

◎福祉施設・関係機関の取り組み例

- ・地域等において防犯・非行防止活動を実施します。
- ・横須賀保護司会、横須賀地区更生保護女性会の主催、または地区社協等と共催して“社会を明るくする運動”関連行事を開催し、再犯防止等について地域での理解促進に取り組みます。

◎市社協の取り組み例

- ・民生委員児童委員の支援と保護司の協力を得て、出所後の生活支援に関わる資金の貸付の相談等に応じます。

- ・各地区において、横須賀保護司会等と連携して“社会を明るくする運動”関連行事を開催し、再犯防止等について地域での理解促進に取り組みます。
- ・横須賀市社会福祉協議会の保護司部会との連携・協力・支援を行います。

◎行政の取り組み例

- ・ 横須賀市安全・安心まちづくり推進連絡協議会を設置し、地域団体、防犯関連団体、事業者、警察、県、市等が連携・協働して、防犯活動と防犯意識の高揚に取り組みます。
- ・警察署、関係団体、自治会などの協力と参加を得て、防犯講演会を開催します。
- ・本市全域の町内会・自治会などの団体を対象に、地域安全パトロール活動を活発化させ、自主防犯活動の中心的役割を担っていただくための「地域防犯リーダー」の養成講座を開催します。
- ・警察署と連携し、登録者のスマートフォンやパソコン等に、よこすか防犯あんしんメールとして犯罪に関する情報をお知らせします。
- ・町内会・自治会等が設置する防犯カメラの設置費を補助します。
- ・地域における防犯パトロールなどに対し、関係物品を支給します。
- ・青少年の非行防止のための繁華街等パトロールを実施し、講座を開催します。
- ・20歳までの子ども・青少年、その保護者からの非行防止に関する相談に応じます。
- ・本人、家族からの依存症に関する相談に応じます。

- ・本市における更生保護の拠点である更生保護サポートセンターの設置（平成 25 年度から）、その他保護司活動に必要な場所を市が提供する等により、横須賀保護司会の活動を支援します。
- ・横須賀地区更生保護女性会の事務局を市民生活課内に置き、活動を支援します。
- ・保護司や女性会会員の担い手不足が深刻化していることから、情報共有や連携強化を進め、人材の確保を支援します。
- ・関係機関・団体と連携し、“社会を明るくする運動”、再犯防止啓発月間等の取り組みを通して、再犯防止等について地域での理解促進に取り組みます。
- ・様々な課題を抱えた支援を必要とする人に対し、関係機関等と連携して、適切な保健医療・福祉サービスにつなげます。
- ・犯罪をした人等を雇用し立ち直りを支える協力雇用主について、入札参加資格（格付け制度）に評価項目を追加します。（令和元年度から）

